

第2節 項目別審査要領

第1 敷地内の消火活動上の施設等 ◆

円滑な消火活動を行うため、はしご自動車の活動空間の確保及び消防水利の設置については、次によること。

1 はしご自動車の活動空間

4階（床面の高さが地盤面から7mを超える階を含む。この項において同じ。）以上の建築物（高層建築物等防災計画書の必要な建築物にあつては第4節、第1.6.(1)に定める基準による。）には、次によりはしご自動車の活動空間を確保すること。

(1) 特定共同住宅等における防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年省令第40号）の適用を受ける共同住宅

ア 道路及び敷地内通路等

道路及び通路等（以下「道路等」という。）は、はしご自動車の運行、操作等が容易にできる幅員、すみ切り及び路盤等の強度を有するものとし、次によること。

(ア) 道路等の周辺部分には、はしご自動車の運行、操作等の障害となる門、塀、電柱等の障害要因が存在しないものであること。

(イ) 道路等の有効幅員は5m以上とし、高さ4.5m以内は有効な空間を確保すること。

(ウ) 道路等は、はしご自動車の総重量（22t）に耐えられる構造であること。

(エ) 道路等の屈曲又は交差部分には、幅員に応じたすみ切りを設けるものであること。

（第1-1図参照）

(オ) 道路等の勾配は、縦、横方向とも10%（1/10）以下であること。

イ 消防活動用空地

(ア) 原則として、敷地内に消防活動用空地を次により設けること。

a 幅6m以上、長さ12m以上であること。

b 設置間隔は、40m以下とし、有効に活動できる位置であること。

c 縦・横断勾配は、5%（1/20）以下であること。

d 構造は、前ア.（ウ）に準ずること。

e 建築物との間隔（保有空地）は、7m以下であること。

f 保有空地及びその周辺の上空には、はしご車等の伸てい及び旋回に支障となる工作物等が設置されていないこと。

g 消防活動用空地には、別図第1-2図に示す規制標識及び規制表示又はゼブラ表示を行うこと。

(イ) 公道に消防活動用空地を設ける場合にあつては、次によること。

a 歩道と道路に段差がなく、容易にはしご自動車が部署できること。

b 高圧電線、電柱等による梯子架てい、屋内進入の障害がないこと。

c 建築物との間隔（保有空地）は、7 m以下であること。

ウ はしご架てい箇所

各住戸のバルコニー側に、はしご自動車を架ていできるようにすること。バルコニー側にはしご自動車を架ていできない場合にあっては、次の(ア)又は(イ)のいずれかによるものとするが、努めて(ア)によること。

(ア) 4階以上の各階の廊下からバルコニーへの進入路が確保されていること。

(イ) 4階以上のバルコニーに設置するハッチ式避難はしごは、下階から伸梯でき、かつ、消防隊が進入するのに有効な大きさの開口（70 cm×70 cm以上）を有すること。

(2) (1)を除く4階以上の建築物

ア 道路及び敷地内通路等

(1). アの規定によるほか、道路等と建築物間の距離が9 m以下となるようにすること。

イ はしご架てい箇所

(ア) 建基政令第126条の6により設けられた非常用進入口（代替開口部を含む。）には、はしご自動車を架ていできるようにすること。

(イ) 共同住宅等の各住戸から2方向避難が確保されないものについては、原則として各住戸の出入口側とバルコニー側の2面に、はしご自動車を架ていできるようにすること。

ウ 活動空間

はしご車等の伸てい及び旋回に支障となる工作物等が設置されていないこと。

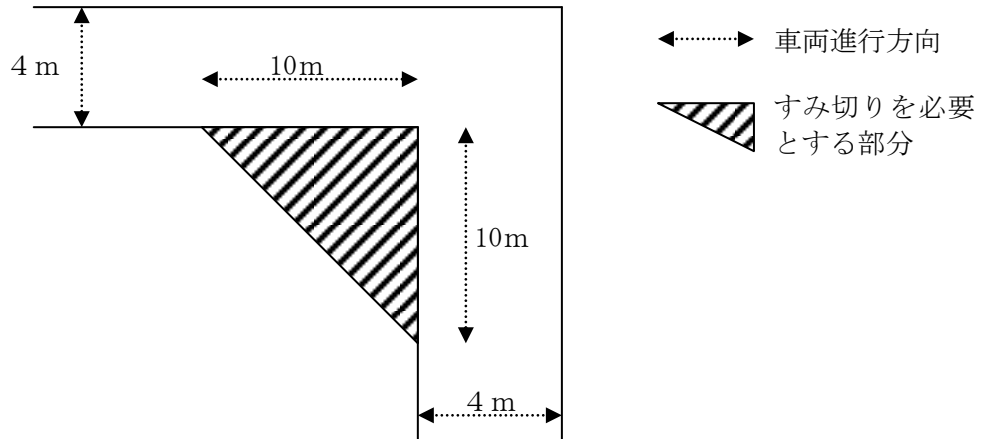
2 消防水利の設置

(1) 1. (1)に規定する共同住宅で、付近に消火栓等の水利が有効に設置されていないものには、敷地内に40 m³以上の防火水槽を有効に設置すること。

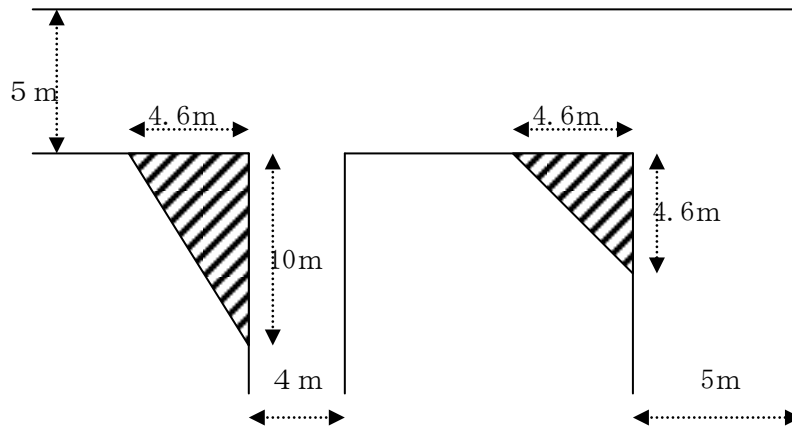
(2) 大規模の敷地（概ね20,000 m²）に存する建築物で、付近に消火栓等の水利が有効に設置されていないものには、敷地内に40 m³以上の防火水槽を有効に設置すること。

道路等のすみ切り図（直角の場合）

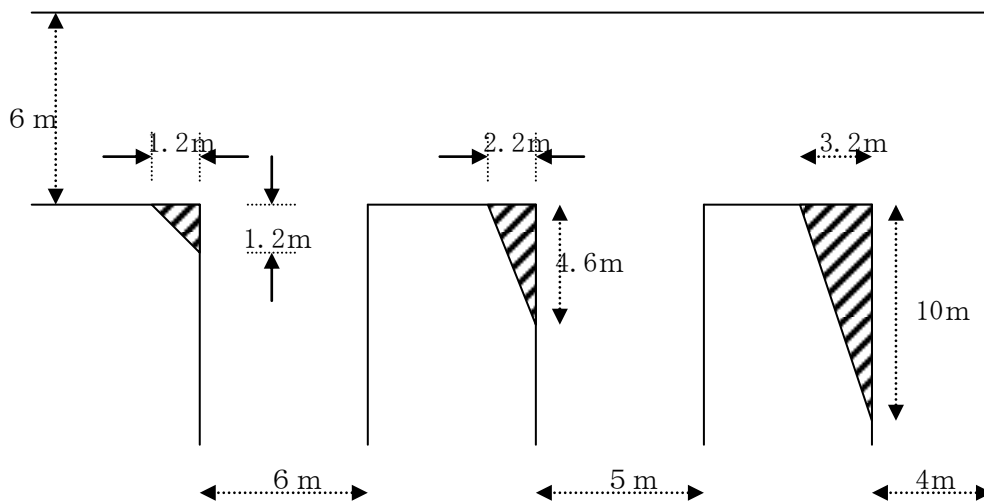
① 幅員 4 m の場合



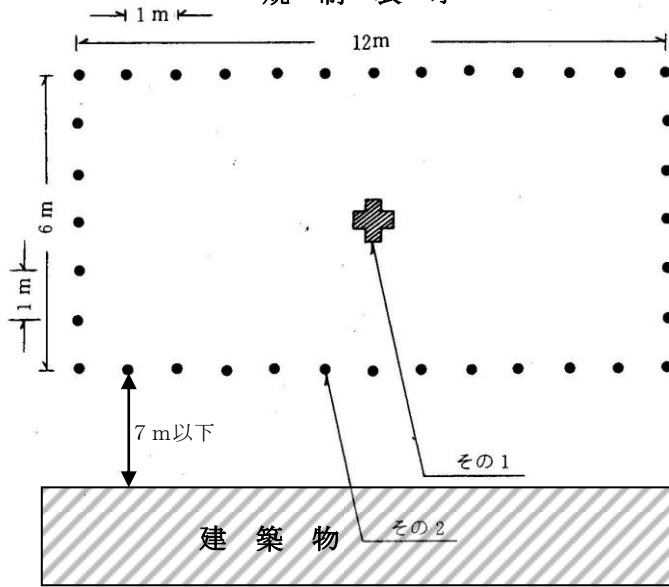
② 幅員 5 m と 4 m ・ 5 m の場合



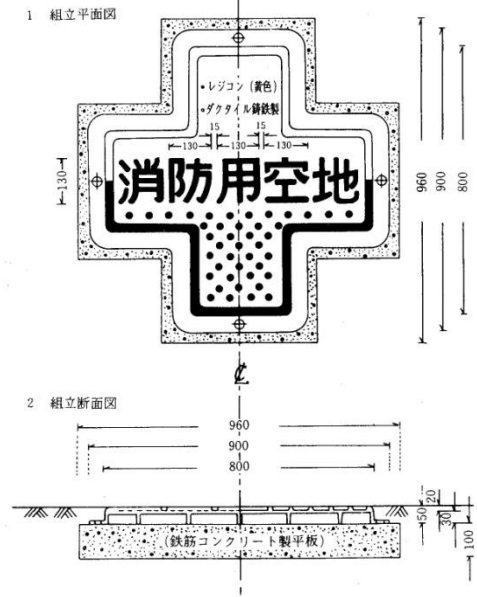
③ 幅員 6 m と 4 m ・ 5 m ・ 6 m の場合



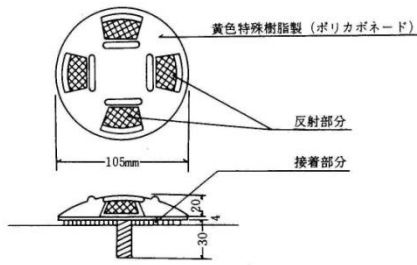
第1-1図 道路等のすみ切り図（直角の場合）
規制表示



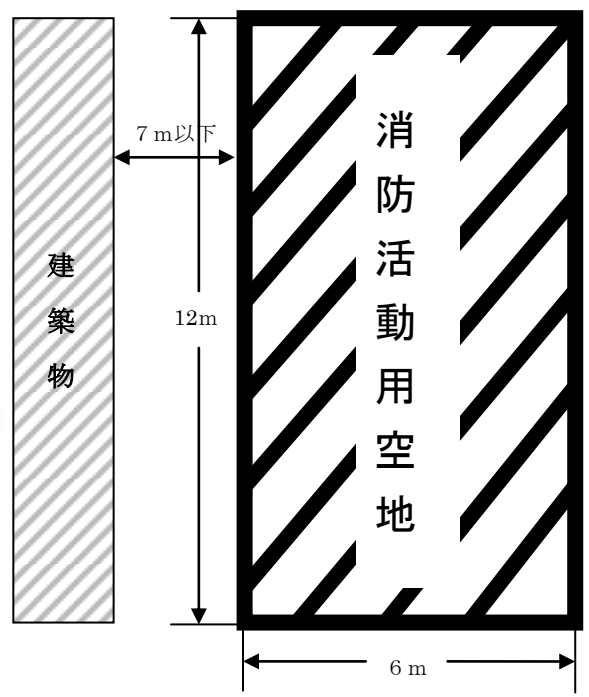
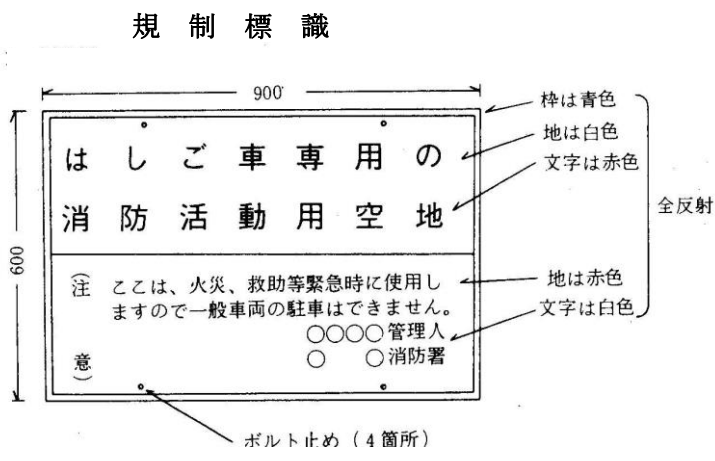
※ その1詳細図



※ その2詳細図



ゼブラ表示



※ ゼブラ及び文字の色は白色又は橙色とすること。

第1-2図 消防用活動空地